

墨田区のお知らせ

2019年
(平成31年)

1/21

つながる
墨田区

税の特集号

◆2面以降の主な内容

2面…確定申告について

3面…よくお問い合わせいただく質問について

4面…平成31年度から適用される主な改正点

発行：墨田区(税務課税務係) ☎5608-6008 〒130-8648墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<https://www.city.sumida.lg.jp/>

申告受け付けが始まります 特別区民税・都民税の 申告はお早めに

今年も確定申告の時期となりました。申告期限は、特別区民税・都民税、所得税・復興特別所得税(以下、「所得税」)、贈与税、個人事業税が3月15日(金)、個人事業者の消費税・地方消費税(以下、「消費税」)が4月1日(月)です。

3月は窓口が大変混雑しますので、早めに申告しましょう。また、申告は郵送やインターネットでも受け付けています。ご不明な点は最寄りの各税務関係機関へ、お気軽にお問い合わせください。

税理士による税
の無料相談・く
らしと税金展

特別区民税・都民税の申告

[申告期間・申告場所]表1のとおり
[申告が必要な方]次のいずれかに該当する方▶平成31年1月1日現在区内在住で、昨年中に事業・不動産・公的年金・配当等の所得があり、所得税の確定申告をしない方▶給与所得者で特別区民税・都民税が給与から源泉徴収されていない方▶給与所得者で昨年中に会社を退職した方 * 所得税の確定申告をする方

は、特別区民税・都民税の申告は不要▶墨田区に住民登録はないが、区内で事務所または事業所、家屋敷を所有している方

[申告に必要なもの]▶申告書など▶印鑑▶収入(源泉徴収票等)や経費の明細書▶控除を受けるための書類(医療費の明細書、生命保険料・地震保険料の控除証明書等)▶本人確認書類(マイナンバーカード等) * 所得税の確定申告も同様

■申告期間・申告場所(表1)

税の種類	申告期間	申告場所
特別区民税・都民税	2月6日(水)～3月15日(金)の午前8時半～午後5時	区役所会議室21(2階)
	3月4日(月)～8日(金)の午前8時半～午後5時 * 正午～午後1時を除く	▶緑出張所(緑3-7-3) ▶横川出張所(横川5-10-1-111) ▶文花出張所(文花1-32-1-102) ▶墨田二丁目出張所(墨田2-36-11ベルクス墨田店商業施設 パシオス2階) ▶東向島出張所(東向島2-38-7)

①いずれも土・日曜日、祝日を除きます。

②給与・年金所得のみの方で、住宅借入金等特別控除、寄附金控除、雑損控除等の適用を受けない所得税の還付申告書も受け付けます。

③特別区民税・都民税申告書は、対象と思われる方に2月4日(月)に発送します。

④本所・向島両税務署では申告を受け付けません。

個人事業税の申告

[申告期間・申告場所]表2のとおり
[申告が必要な方]個人が営む事業のうち、前年中の事業の総収入金額から必要経費を差し引いた後の所得金

額が事業主控除額290万円(営業期間が1年末満の場合は月割額)を超える方 * 事業を廃止した場合を除き、所得税や特別区民税・都民税の申告をする方は、個人事業税の申告は不要

■申告期間・申告場所(表2)

税の種類	申告期間	申告場所
個人事業税	3月15日(金)までの午前8時半～午後5時	▶台東区税務所(台東区雷門1-6-1) ▶墨田区税務所(業平1-7-4)

①いずれも土・日曜日、祝日を除きます。

所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告

[申告期間・納期限等]表3のとおり**[申告が必要な方]**2面を参照**[相談・作成会場]**表4・5のとおり

■申告書の受付期間・納期限(表3)

税の種類	申告書の受付期間	納期限	振替日 (振替納税利用の場合)
所得税	2月18日(月)～3月15日(金)	3月15日(金)	4月22日(月)
贈与税	2月1日(金)～3月15日(金)		
個人事業者の消費税	4月1日(月)まで	4月1日(月)	4月24日(水)

①税務署の窓口での受け付けは、土・日曜日、祝日を除く午前8時半～午後5時です。

②申告書等は、郵送または税務署の時間外収受箱への投函により提出できます。また、申告書等は、e-Taxを利用した作成・提出も可能です。

■申告書作成会場の設置期間・設置場所(表4)

設置期間	設置場所
2月18日(月)～3月15日(金) * 土・日曜日を除く * 相談の受け付けは午前8時半～午後4時 * 相談は午前9時15分～午後5時	▶本所税務署(業平1-7-2) ▶向島税務署(東向島2-7-14)
2月24日(日)・3月3日(日) * 相談の受け付けは午前8時半～午後4時 * 相談は午前9時15分～	▶東京国税局(中央区築地5-3-1) * 本所・向島税務署では、執務を行っていません。

③上記期間以外は、税務署に申告書作成会場を設置しません。

④いずれの会場も、混雑状況等により相談の受け付けを早めに締め切ることがあります。

■税理士による無料申告相談 申告書を作成できます (表5)

小規模納税者・年金受給者・給与所得者の所得税・消費税の無料申告相談の開催日程等

開催期間	会場
2月4日(月)・5日(火) * 相談は午前10時～午後4時	みどりコミュニティセンター(緑3-7-3)
2月5日(火)～7日(木) * 相談は午前9時半～午後3時半	曳舟文化センター(京島1-38-11)
2月12日(火)～14日(木) * 相談は午前10時～午後4時	すみだリバーサイドホール1階会議室 (区役所に併設)

①いずれの会場も、混雑状況等により相談の受け付けを早めに締め切ることがあります。

②譲渡所得(土地・建物・株式など)や贈与税の相談、内容が複雑な相談は、所轄税務署にご相談ください。

③昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合があります。

④申告書等の提出のみの方は、税務署にお持ちいただくか、郵送等でご提出ください。

⑤上記期間中は、直接会場へお越しください。なお、車での来場はご遠慮ください。



所得税の確定申告、贈与税の申告、個人事業者の消費税の確定申告

【所得税】確定申告が必要な方

- ▶ 事業・不動産所得、土地・建物等の譲渡所得のある方
- ▶ 給与の収入金額が2000万円を超える方
- ▶ 給与所得のほかに、合計額が20万円を超える所得のある方
- ▶ 2か所以上から給与の支払を受けている方
- ▶ 公的年金等の収入金額の合計が400万円を超え、申告納税額のある方 など



確定申告をすると所得税が還付になる方 (源泉徴収税額がある方)

- ▶ 給与所得者で雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除(年末調整済みの場合を除く)などを受ける方
- ▶ 年途中で退職した後、再就職しなかった方で給与所得について年末調整を受けていない方 など

【贈与税】申告が必要な方

- ▶ 個人から不動産や現金をもらったり、経済的利益を得たりした方で、贈与を受けた財産の価額の合計額が110万円を超える方
- ▶ 父母等から住宅取得等資金の贈与を受けた方(非課税であっても期限までに申告書の提出が必要) など

【個人事業者の消費税】確定申告が必要な方

- ▶ 基準期間(平成28年分)の課税売上高が1000万円を超える方
- ▶ 基準期間(28年分)の課税売上高が1000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方
- ▶ 特定期間(29年1月1日～6月30日)の課税売上高が1000万円を超える方(特定期間における1000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることも可)



国税の申告から納税まで

① 申告書を作成

作成コーナー



- ・ 国税庁ホームページ「**確定申告書等作成コーナー**」へアクセス
 - ▶ 税務署に行く手間がかかりません！
 - ▶ 画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！
 - ▶ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
 - ▶ **スマートフォンやタブレット端末**でも所得税の確定申告書が作成できます！

スマホで見やすい専用画面

給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除またはふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、**スマホ専用画面**をご利用いただけます！

② 申告書を提出

- ・ **e-Tax** で送信して提出
e-Taxで送信すれば、源泉徴収票などの添付書類は提出不要です。

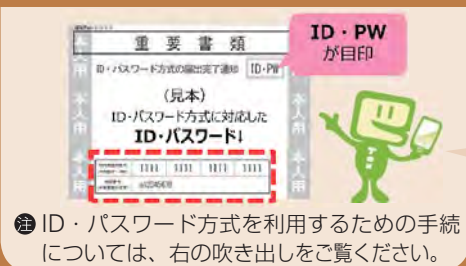
マイナンバーカードを使って送信 (マイナンバーカード方式)

用意するものは、次の2つ

- ①マイナンバーカード ②ICカードリーダライタ



IDとパスワードで送信 (ID・パスワード方式)



- ・ 印刷して提出

プリンターをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス(有料)を利用すれば、印刷できます。

③ 申告書の提出が終わったら

申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知書等による納税のお知らせはありません。

- ・ 振替納税を利用
所得税と個人事業者の消費税に利用できます。指定口座から自動で引き落とされます。
- ・ 電子納税(e-Tax)で納付
全税目についてダイレクト納付またはインターネットバンキングなどによる納付ができます。
- ・ 窓口で現金で納付
現金に納付書を添えて金融機関または税務署の窓口で納付します。
- ・ 還付金の受け取り
ご指定の金融機関への振り込みまたは郵便窓口での受け取りとなります。
なお、e-Taxで申告すると、3週間程度で還付金を受け取れます。

IDとパスワードを取得して あなたもe-Taxデビューしよう！

運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署へお越しください。全国どこの税務署でも手続きできます！取得手続は5分程度で済みます。

IDとパスワードの取得はお早めに！

申告書の提出の都度、

マイナンバーの記載 と **本人確認書類の提示** または **写しの添付** が必要です。

本人確認書類とは、▶マイナンバーカード ▶通知カードおよび運転免許証 など

* e-Taxを利用すれば、本人確認書類の提示または写しの添付は不要です。

医療費控除を受けるための手続が変わりました！（領収書の提出は不要となりました。）

29年分の確定申告から、医療費の領収書の代わりに「**医療費控除の明細書**」の添付が必要となりました。

- * 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
- * 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
- * 29年分～31年分の確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

よくお問い合わせいただく質問について、お答えします

給与などの所得がある方の税金

Q1 専業主婦ですが、パートを始めました。いくらまでの収入なら税金がかかりませんか。また、夫の税金はどうなりますか。

A1 収入が100万円以下の場合、所得税、特別区民税・都民税(以下、「住民税」とも)かかりません。収入が100万円超～103万円以下であれば、所得税はかかりませんが、住民税はかかります。

夫の税金については、所得税や住民税の計算上、要件に当てはまる場合に配偶者控除または配偶者特別控除が受けられます。なお、平成31年度から配偶者控除および配偶者特別控除の見直しが行われます。控除額等の詳細は、4面をご確認ください。

また、公的年金等収入と課税の関係については、表6をご覧ください。

■公的年金等収入と課税の関係(表6)

	公的年金等収入金額	本人の税金	
		住民税	所得税
65歳未満(昭和29年1月2日以後に生まれた方)	105万円以下	課税されない	
	105万円超～108万円以下		
	108万円超	課税される	
65歳以上(昭和29年1月1日以前に生まれた方)	155万円以下	課税されない	
	155万円超～158万円以下		
	158万円超	課税される	

②公的年金等収入は雑所得に区分されます。

Q2 ふるさと納税の控除を受けるためにはどうすればいいですか。

A2 ふるさと納税を行い、所得税・住民税から寄附金控除を受けるためには、原則として確定申告を行う必要があります。確定申告をする場合は、住民税の申告は不要ですが、確定申告書第二表の住民税に関する事項欄へ忘れずに記載してください。申告の際は、寄附に対する都道府県知事または市区町村長等が発行した領収書(原本)を添付する必要があります。

また、以下の場合には、ふるさと納税ワンストップ特例制度に関する申告特例申請書を提出済みであっても、申請が無効となり特例の適用が受けられません。ふるさと納税についての寄附金控除も含めた内容で確定申告または住民税の申告を行ってください。

- ▶ふるさと納税の寄附先が5団体を超えた場合
- ▶確定申告や住民税の申告をした場合
- ▶申告特例申請書の提出後に住所・氏名などの変更があった場合で、申請をした翌年の1月10日までに変更届出書を提出しなかった場合

Q3 医療費控除の対象となる医療費はどのようなものですか。

A3 医療費控除の対象となる医療費は、医師、歯科医師による診療費や治療費のほか、治療や療養に必要な医薬品の購入費などです。また、診療等を受けるための通院費も対象となります。ただし、美容目的の歯列矯正費、健康診断(例外あり)、インフルエンザなどの予防接種の費用、自家用車で通院する場合の燃料代や駐車料金などは含まれません。なお、生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金などは、医療費として支払った金額から差し引くことになります。

また、平成29年1月1日以後に自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の特定一般用医薬品等購入費(注)を支払った場合において、その年中に健康の保持増進および疾病の予防への取組として一定の健康診査や予防接種などを行っているときには、通常の医療費控除との選択により、その年中の特定一般用医薬品等購入費の合計額のうち、1万2000円を超える部分の金額(8万8000円を限度)を控除額とするセルフメディケーション税制の適用を受けることができます。

(注)特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費をいいます。セルフメディケーション税制の対象とされるスイッチOTC薬の具体的な品目一覧は、厚生労働省ホームページに掲載の「対象品目一覧」をご覧ください。

Q4 マイホームを取得したときに、所得税が減額になると聞いたのですが、どのようなものですか。また、取得の際に親から資金の援助を受けたのですが、贈与税はかかりますか。

A4 所得税の特例として、個人が住宅ローン等を利用してマイホームの新築、取得または増改築等をした場合で、一定の要件を満たすときは、その取得等に係る住宅ローン等の年末残高の合計額等を基として計算した金額を、居住の用に供した年分以後の各年分の所得税額から控除する「住宅借入金等特別控除」などの適用を受けることができます。また、住宅ローン等を利用しないで特定の改修工事(省エネ改修工事など)をした場合に適用される控除もあります。

贈与税の特例として、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得または増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合に、一定の要件を満たすときは、一定の金額について、贈与税が非課税となります。ただし、贈与税の申告期間内に税務署に申告書および添付書類などの提出が必要です。

自動車税と軽自動車税

Q5 自動車税と軽自動車税とは、どのような場合にかかるのですか。

A5 自動車税と軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(割賦販売契約等で所有権が売主等にある場合は使用者)にかかる税金です。自動車を購入したときや譲渡したときは、必ず手続をしてください。

また、軽自動車税は月割の制度がないため、平成31年4月1日までに廃車の手続をしないと、31年度分の税金が課税されます。

Q6 原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車(フォークリフト等)の登録、廃車手続にはどのような書類が必要ですか。

A6 ▶新規登録＝販売証明書、印鑑 ▶譲渡＝廃車確認書、譲渡証明書、印鑑 ▶転入＝廃車確認書、印鑑(転入前の自治体で廃車手続をしていない場合は、ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑) *登録者が法人の場合は、このほかに事務所の所在地が確認できる郵便物等と代表者印が必要 ▶廃車＝ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑 *手続場所については、表7を参照

■軽自動車・自動車の登録・廃車の手続場所(表7)

	車種	ところ
軽自動車	▶原動機付自転車 ▶ミニカー ▶小型特殊自動車(フォークリフト等)	税務課税務係(区役所2階) ☎5608-6134
	▶軽三輪自動車 ▶軽四輪自動車	軽自動車検査協会足立支所(足立区宮城1-24-20) ☎050-3816-3102
	▶軽二輪自動車 ▶二輪の小型自動車	足立自動車検査登録事務所(足立区南花畑5-12-1) テレホンサービス ☎050-5540-2031
自動車	▶上記以外の自動車(大型特殊自動車を除く)	

②自動車税(軽自動車税を除く)の課税内容等については、東京都自動車税コールセンター ☎3525-4066にお問い合わせください。受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)です。

すみだオリジナルナンバープレート

区立中学校の生徒のデザインを基に作成された、原動機付自転車(50cc以下)のすみだオリジナルナンバープレートを枚数限定で交付しています。

現在、従来型のナンバープレートを交付されている方でも、希望する場合は無料で交換できます。ぜひ、ご利用ください。

詳しくは、税務課税務係軽自動車税担当 ☎5608-6134へお問い合わせください。



不明な点がある方や、さらに詳しいことをお知りになりたい方は、4面に掲載の問合せ先へお気軽にご相談ください。

平成31年度から適用される住民税(特別区民税・都民税)の主な改正点等

配偶者控除および配偶者特別控除の見直しについて

■配偶者控除の改正について

30年度までは本人の合計所得金額に制限はありませんでしたが、29年度税制改正により、31年度以後は、本人の合計所得金額が1000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができません。

■配偶者特別控除の改正について

30年度までは本人の合計所得金額が38万円超～76万円未満の配偶者が配偶者特別控除の対象でしたが、29年度税制改正により、31年度以後は配偶者の合計所得金額が38万円超～123万円以下に所得制限が拡大されます。

			本人の合計所得金額 (給与所得のみの場合に対応する収入金額)				【参考】 配偶者の収入が給与所得のみの場合に 対応する収入金額
			900万円以下 (1120万円以下)	900万円超～950万円以下 (1120万円超～1170万円以下)	950万円超～1000万円以下 (1170万円超～1220万円以下)	1000万円超 (1220万円超)	
配偶者の 合計所得金額	配偶者 控除	38万円以下	33万円	22万円	11万円	控除適用なし	103万円以下
		老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円		103万円超～155万円以下
	配偶者特別 控除	38万円超～90万円以下	33万円	22万円	11万円		155万円超～160万円以下
		90万円超～95万円以下	31万円	21万円	11万円		160万円超～166万7999円以下
		95万円超～100万円以下	26万円	18万円	9万円		166万7999円超～175万1999円以下
		100万円超～105万円以下	21万円	14万円	7万円		175万1999円超～183万1999円以下
		105万円超～110万円以下	16万円	11万円	6万円		183万1999円超～190万3999円以下
		110万円超～115万円以下	11万円	8万円	4万円		190万3999円超～197万1999円以下
		115万円超～120万円以下	6万円	4万円	2万円		197万1999円超～201万5999円以下
		120万円超～123万円以下	3万円	2万円	1万円		201万5999円超
		123万円超	控除適用なし				

特別区民税・都民税に関する留意事項

以下のものについては、申告期限の3月15日(期限後においても各年度の特別区民税・都民税の納税通知書または特別徴収税額決定通知書が送達されるときまでに提出されたものは含む。)までに申告することにより、特別区民税・都民税に適用することができます。

■特別区民税・都民税に適用することができる主なもの

特定株式等譲渡所得金額、特定配当等、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除、住宅借入金等特別税額控除

小学生の「税に関する絵はがきコンクール」受賞者

本所・向島両法人会女性部会では、区内の小学校6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、審査の結果、次の方々が受賞されました。

受賞者氏名等(敬称略)	
公益社団法人本所法人会	公益社団法人向島法人会
【墨田区長賞】 関矢美南(柳島小)	【墨田区長賞】 大津山 周(中川小)
【本所税務署長賞】 福田将基(横川小)	【向島税務署長賞】 牧 夏実(八広小)
【東京都墨田都税事務所長賞】 林 欣蓉(錦糸小)	【東京都墨田都税事務所長賞】 矢渡梨乃(第一寺島小)
【墨田区教育委員会賞】 大澤蒼万(横川小)	【墨田区教育委員会賞】 鵜澤春陽(隅田小)
【石川画伯特別賞】 濱 琴音(柳島小)	【石川画伯特別賞】 小松原 瑛太(隅田小)
【本所法人会長賞】 掛井紗那(二葉小)	【向島法人会長賞】 青木美優(八広小)
【本所法人会女性部会長賞】 細川実音(中和小)	【向島法人会女性部会長賞】 細川美知(八広小)
【入選】 渡邊志埜(緑小)、工藤琉真(緑小)、 野村純汰(言問小)、平井莉乃(外手小)、 小池志帆(小梅小)、高木彩衣(業平小)、 杉本太進(両国小)、植田崇星(横川小)、 田辺美月(菊川小)、竹村 南帆子(中和小)	【入選】 高橋 由(八広小)、伊東美輝(八広小)、 戸高瑞季(八広小)、大川藍子(八広小)、 堀澤里帆(第二寺島小)、高橋若奈(第三 寺島小)、大谷内 咲姫(第三吾嬬小)、 八木 常太郎(第三吾嬬小)、今村優太(第 三吾嬬小)、山田一颯(隅田小)

中学生の「税についての作文」受賞者

本所・向島両納税貯蓄組合連合会では、区内の中学生を対象に「税についての作文」を募集し、審査の結果、次の方々が受賞されました。

受賞者氏名等(敬称略)	
本所納税貯蓄組合連合会	向島納税貯蓄組合連合会
【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞】 酒井美玖(墨田中)	【全国納税貯蓄組合連合会会長賞】 大津山 祥(吾嬬立花中)
【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】 齋場心月(日大一中)、鈴木輝恵(本所中)	【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞】 木村菜月(桜堤中)
【本所税務署長賞】 柄澤雅之(墨田中)、土谷紗代(豎川中)	【向島税務署長賞】 人見海羽(文花中)、半田実穂(桜堤中)
【東京都墨田都税事務所長賞】 田中志歩(日大一中)	【東京都墨田都税事務所長賞】 濱砂果穂(吾嬬第二中)
【墨田区長賞】 石川陽花(両国中)	【墨田区長賞】 前田 爽(文花中)
【本所納税貯蓄組合連合会会長賞】 小松 志緒璃(都立両国高附属中)	
【東京税理士会本所支部長賞】 大塚葉月(日大一中)	【東京税理士会向島支部長賞】 佐野悠羽(寺島中)
【本所納税貯蓄組合連合会優秀賞】 橋都藍子(豎川中)、谷口詩織(両国中)、三井天一 (錦糸中)、飯田真緒(墨田中)、土屋はな(両国中)、 阿津坂 凜來(錦糸中)、篠塚沙来(本所中)、 柴 菜摘(本所中)、佐藤 那七帆(墨田中)、堀江優菜 (都立両国高附属中)、工藤実々(安田学園中)、 森 宥樹(都立両国高附属中)、鈴木愛純(両国中)、 山本眞子(本所中)、勝沼美咲(日大一中)、 笹崎 日茉梨(両国中)、今村夏菜(墨田中)、 大城圭梧(両国中)	【向島納税貯蓄組合連合会優秀賞】 松本直緒(寺島中)、鈴木 蓮(桜堤中)、 長澤樹里(文花中)、鈴木 杏(吾嬬第二中)、 伊藤大翔(寺島中)、都築理胡(吾嬬立花中)、 近藤 梓(吾嬬第二中)、大嶋豪星(吾嬬立花 中)



税についての問合せ先

■区税(特別区民税・都民税、住民税の住宅ローン控除、軽自動車税など)
税務課(区役所2階)

- ▶口座振替、モバイルレジ、クレジットカード ㊟5608-6133 (税務係)
- ▶課税(非課税)証明書・納税証明書 ㊟5608-6008 (税務係)
- ▶軽自動車税 ㊟5608-6134 (税務係)
- ▶申告、課税額、住民税の住宅ローン控除等 ㊟5608-6135 (課税係)
- ▶納税相談 ㊟5608-6142 (納税係)

*月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)

■国税(所得税、贈与税、消費税など)

- ▶本所税務署(業平1-7-2) ㊟3623-5171
- ▶向島税務署(東向島2-7-14) ㊟3614-5231

*月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)
*確定申告に関する相談は、自動音声に従って「0」を選択

■都税(固定資産税、個人事業税など)

- ▶墨田都税事務所(業平1-7-4) ㊟3625-5061

*月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)

*個人事業税・法人事業税・法人都民税・地方法人特別税については、台東
都税事務所(台東区雷門1-6-1)㊟3841-1271へ